（始動、再始動及び停止による危害の防止）

第十五条　電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

2　電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

3　電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

（保護協調及び組合せ）

第十六条　電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。

（電磁的妨害に対する耐性）

第十七条　電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。

第四章　雑音の強さ

第十八条　電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。

第五章　表示等

（一般）

第十九条　電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。

（長期使用製品安全表示制度による表示）

第二十条　次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。

一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨

二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨

三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨

四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。

（イ）　製造年

（ロ）　設計上の標準使用期間

（ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨

附　則

1　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

2　この省令の施行前に製造され、又は輸入された電気用品に係る技術上の基準については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十五号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十五年七月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号ニ中「総収入金額」の下に「（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。）」を加え、同号ト(1)中「以下」の下に「(8)を除き」を加え、同号ト(2)を次のように改める。

(2)　削除

第六条第一項第七号ト(8)中「役員」を「代表者」に改め、同項第八号ト(2)を次のように改める。

(2)　削除

第六条第二項第一号中「従業員」の下に「（経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族を除く。以下この項において「親族外従業員」という。）」を加え、同項第二号中「前号の常時使用する従業員」を「親族外従業員」に改め、同項第三号イ中「貸付け」の下に「（経営承継受贈者又は経営承継相続人に対するもの及び経営承継受贈者又は経営承継相続人の同族関係者に対するものを除く。）」を加え、同条第三項の表第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(2)及び(4)から(6)まで、チ並びにリの項中「(2)及び(4)から(6)まで」を「(4)及び(6)」に改め、同表第六条第一項第八号ト(3)の項を次のように改める。

第六条第一項第八号ト(3)	当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。
	当該代表者の被相続人からの贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であったこと。

第六条第三項の表第六条第一項第八号ト(5)の項を削る。

第九条第二項第三号中「贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。）又は臨時贈与報告基準日（同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。）において、当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が」を「贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日又は臨時贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合（経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を経済産業大臣に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌